

# 外来加療中の患者様へ

2024年度診療報酬改定に伴い、**2024年10月**より  
院外処方（調剤薬局）において一部の先発医薬品において  
**特別な料金（選定療養費）**が発生します。  
なお、**病院での診療費はこれまでと変わりありません。**

## ▼ 特別な料金（選定療養費）が発生する場合

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬剤で、医学的な理由がなく先発医薬品を希望した場合

※特別な料金は課税対象で、公費医療で負担額の発生しない方も対象になります

## ▼ 特別な料金（選定療養費）が発生しない場合

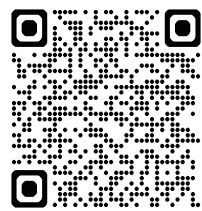
- ・医療上の必要性や在庫不足などの調剤上やむを得ない場合

### 調剤薬局で発生する料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別な料金としてお支払いいただけます。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただけます。



特別な料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの  
関連ページにアクセスできます。